2025年日本国際博覧会　従業員用食事提供事業許可契約

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（適格請求書発行事業者番号：T9120005020700）（以下「甲」という。）と●●●●株式会社（適格請求書発行事業者番号：T○○○〇○○○〇○○○〇）（以下「乙」という。）とは、甲が２０２５年４月１３日から同年１０月１３日までの間に開催する２０２５年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において、甲の許諾の下、乙が従業員用食事提供事業（以下「本事業」という。）を実施することについて、次のとおり許可契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

1. 本契約は、大阪・関西万博会場（以下「会場」という。）外で勤務する協会職員及び万博関係スタッフに対して昼及び夜の食事を提供することを目的として、会場の管理者である甲が食事提供事業を営む乙に許可を付与する条件等必要な事項を定める。

（法令、規則、指示の遵守等）

第２条　乙は、本事業を実施するに際し、法令、本契約、２０２５年日本国際博覧会一般規則（以下「一般規則」という。）、２０２５年日本国際博覧会特別規則（以下「特別規則」という。）及びユニバーサルデザイン・セキュリティ・持続可能性・調達コード等に係る甲が定める各種ガイドライン等（今後策定されるものを含む。以下「諸規則」と総称する。）を遵守するものとする。

２　乙は、本事業実施に際し、甲が大阪・関西万博の運営上必要と認めて行う個別指示に従うものとする。

（持続可能性の確保）

第３条　乙は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

２　乙は、本契約の履行に際し、甲が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。

３　乙は、甲が乙におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

４　乙は、甲が乙による調達コードの遵守状況について甲による確認・モニタリング又は甲の指定する第三者による調査の受け入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、乙が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

５　甲が乙による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、乙は改善に取り組み、その結果を甲に報告するものとする。

（事業の実施）

第４条　甲は、乙に対し、乙が本契約に定める事項を遵守することを条件に、夢洲第1交通ターミナル管理棟、夢洲第2交通ターミナル管理棟、夢洲北岸浮桟橋管理棟（西）（東）において本事業を実施することを許可するものとする。

２　乙は、本事業を実施するに際しては、甲と協議の上本事業の実施方法の詳細を定めた文書を作成し、甲の書面による承認を得るものとする。

３　乙は、前項に定める本事業の実施方法を定めるに際しては、本事業に係る募集要領、仕様書、乙作成の提案書の内容を踏まえて作成するものとする。

４　乙は、第２項に基づき承認を得た実施方法に変更が生ずるときは、甲に対し、事前に変更事項を報告し、甲の書面による承認を得るものとする。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

（乙の義務）

第５条　乙は、甲又は本事業の利用者（弁当注文する職員、職員を雇用等する万博関連の委託事業者やバスターミナルを利用するバス事業者等者を含む。）に対し、善良な管理者の注意をもって誠実に本事業を実施するものとする。

２　乙は、本事業の実施に際し、本事業に従事する者（請負業者及び事業受託者を含む）及びその被雇用者（以下「関係者」という。）に第２条に定める諸規則、個別指示及び本契約を遵守させるものとし、関係者にこれらに違反する事項が存するときは、乙の責任において対処し、乙の違反事項として扱うことに異議を述べない。

３　甲が関係者の諸規則及び個別指示の遵守に関する誓約書の提出を求めるときは、乙は、関係者から誓約書を徴収し、甲に提出するものとする。

（本契約の有効期間）

第６条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から２０２５年１０月３１日までとする。

２　本契約は前項に定める契約期間満了により終了し、更新しないものとする。

３　甲及び乙は、本契約を中途解約することはできない。

（本事業での禁止事項）

第７条　乙は、本事業を実施するに際し、次に掲げる事項のいずれかに該当する弁当その他の商品を販売してはならない。

（１）法令や公序良俗に反するおそれがあるもの

（２）危険若しくは有害であるもの又は非衛生的であるもの

（３）大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの

（４）不当な利益を得ることを目的とするもの

（５）アルコール及びたばこ、並びに法令等により所持が禁止されているもの

２　乙の関係者は、博覧会施設（夢洲第１交通ターミナル、夢洲第２交通ターミナルほか）において喫煙をしてはならない。

３　乙が前２項の規定に違反するときは、甲は、乙に本事業の中止を求めることができる。

（本事業で提供する弁当の価格の届出）

第８条　乙は、本事業実施に際し、事前に協会に提供する食事のメニューと価格を届け出るものとする。価格を改定する場合も同様とする。

（広告宣伝）

第８条　乙は、本事業に関する宣伝広告を行うときは、その内容、方法等をあらかじめ書面により甲に届け出て、甲の承認を得なければならない。

（売上げの収受）

第９条　本事業を実施に伴い利用者から得た売上代金は乙に帰属する。

２　弁当の販売代金の回収については、乙の責任において行うものとする。

（甲の免責）

第１０条　甲は、公募時に提供した想定最大食数等の数値は、その実現を表明保証したものではなく、乙の販売食数がその数値を下回ることがあっても、甲は、乙に対し、責任を負わない。

（秘密保持）

第１１条　甲及び乙は、相手方から秘密である旨が書面若しくは電磁データで表示され、又は開示前に秘密である旨を告知され後日その内容について書面若しくは電磁データにより秘密である旨を指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示してはならず、又は、本契約の履行に必要な範囲を超えて複製若しくは使用してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することを証明する場合には、当該情報は秘密情報に該当しないものとする。

（１）開示の時点で公知又は既に受領当事者が保有していた情報

（２）開示後に受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

（３）開示された情報によらず、受領当事者が自ら独自に創出した情報

（４）受領当事者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

３　甲及び乙は、第１項の規定にかかわらず、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求がある場合には、守秘義務が免除され、当該要求に応じて秘密情報を開示できるものとする。この場合において、甲又は乙は、速やかに相手方に対し、書面で開示要求がある旨を通知し、相手方に異議申立ての機会等を付与するものとする。

４　甲及び乙は、秘密情報を第１項に基づき第三者に開示する場合、当該第三者に対し本条第１項に定める義務と同等の義務を負わせるものとし、かつ、当該第三者による秘密情報の取扱について一切の責任を負う。

５　甲及び乙は、本契約を通じて取得する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び各々が属する業界の主務官庁のガイドライン等を遵守するものとし、本契約に基づき締結される各種契約（覚書等の名称の如何を問わない。）においてもこれを遵守するものとする。

６　この条に定める義務は、本契約終了後も５年間は効力を有するものとする。

（暴力団排除条項）

第１２条　甲及び乙は、現在及び将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という）ではないこと、暴力団等の支配及び影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉及び信用を毀損し、若しくは事業の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、及び自己の主要な株主又は役職員が暴力団等の構成員ではないこと、並びに暴力団等の排除に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを表明し、保証する。

２　甲及び乙は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく直ちに本契約を解除し、併せて相手方に対しこれにより被った損害の賠償を請求することができる。

３　甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。

（損害賠償）

第１３条　乙は、乙又は関係者の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に通知するとともに、その損害を賠償しなければならない。

２　甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、直接かつ通常生ずべき範囲内の損害に限り賠償の責めを負う。

（共同企業体の構成員との関係）

第１４条　乙が本契約添付の別紙２「構成員名簿」に記載する複数の構成員から構成される場合、乙及び構成員は、本契約に基づく一切の債務について、甲に対し、連帯して債務を負担する。

２　甲と乙の一部の間で本契約が無効とされ、取り消され、又は解除された場合であっても、構成員との間では、その効力を妨げられない。

（第三者からの苦情等の処理）

第１５条　乙は、本契約に基づく事業に起因し、又は関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等については、自己の責任と負担でこれを処理する。

２　乙は、乙の利用者からの賠償責任の履行に備え、必要となる保険を付保するものとする

（解除事由等）

第１６条　乙が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、甲は、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を解除することができる。

（１）甲の指定する日に本事業を開始しないとき又は本事業を開始することができないと認められるとき

（２）甲の名誉・信用を傷つける等の不信行為のあったとき。

（３）応募資格を満たせなくなったとき。

（４）乙が本契約に規定する事項に違反し、甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないとき。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（５）その他大阪・関西万博の運営に支障をきたす行為をするおそれがあるとき。

２　甲が本契約に規定する事項に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、乙は、本契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

３　前二項に基づき本契約を解除した場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

４　天災、戦争、テロ、感染症の流行その他の不可抗力によって大阪・関西万博が全期間にわたって中止されたときは、本契約は、将来に向かって失効するものとする。ただし、中止期間が一部にとどまるときは、この限りではない。

５　甲は、契約解除により損害を被ったときは、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

（意思表示等の方法）

第１７条　本契約にかかる承認、承諾、確認、通知、届出、申出、報告その他甲と乙の間で行う意思表示は、別途定めのあるものを除き、すべて書面によるものとする。ただし、甲が乙のすべき意思表示等について書面によることを要しないとしたものは、この限りではない。

２　甲及び乙は、本契約に定める相手方に対する意思表示、申請、承認その他すべての通知を、次の宛先に行うものとする。なお、次の宛先に発送された書面は、通常相手方に到達すべき時期に到達したものとみなす。

（１）甲

郵便番号　〒５５９－００３４

住　　所　大阪府大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎

宛　　先　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会　交通局 交通部 輸送調整課

（２）乙

郵便番号　〒ＸＸＸ―ＸＸＸＸ

住　　所

宛　　先　●●●●●株式会社

（書面の提出）

第１８条　乙は、代表者又は住所に変更があったときは、前条に従い直ちに書面をもって甲に届けるものとする。

（地位の移転等の禁止）

第１９条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は承継（合併その他一般承継による場合を含む。）させることができない。

（疑義等の決定）

第２０条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議し、これを定めるものとする。

（合意管轄）

第２１条　本契約に関して生じた紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第２２条　本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本語を正文とする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　大阪府大阪市住之江区南港北１丁目１４―１６大阪府咲洲庁舎４３階

　　　　　　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会

　　　　　　　事務総長　石毛　博行　㊞

（乙）■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

　　　　　 　●●●●株式会社

　　　　　 　　代表取締役社長　▲▲　▲▲▲　㊞